

令和8年度 福祉体験学習事業 実施要項

1 事業目的

高校生・大学生や一般求職者等を対象に、福祉の職場を実際に体験する機会を提供することにより、職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ってもらうことで、就労意欲の喚起と福祉の職場への円滑な就労を支援する。

2 受入施設・事業所

令和9年4月1日までに求人の予定があり、かつ、受入施設・事業所として福祉人材センターにあらかじめ届出をした県内の社会福祉施設・介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所・保育所・社会福祉協議会等。

3 体験者

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 高校生以上の者
- ② 福祉・介護の仕事に就こうと考えている者（資格・経験の有無は問わない）
- ③ 福祉体験学習を行う事業者において体験前に採用が内定していない者
- ④ 他の類似の事業や制度を利用していない者
- ⑤ 過去5年の期間に体験したことのない施設・事業所に参加する者
- ⑥ あらかじめ福祉人材センターで登録をした者

4 福祉体験学習

- (1) 体験日数は、1人あたり、1つの受入施設・事業所につき5日以内とする。
なお、同じ受入施設・事業所で複数日体験する場合、体験日は連続である必要はない。
- (2) 1日の体験時間は、4時間以上8時間以下とする。
- (3) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に当該事業で受け入れた体験者を、同じ受入施設・事業所において受け入れる場合は、本事業の対象としない。
- (4) 体験プログラムは、次に掲げる事例等につき、福祉体験学習を行う事業者が作成する。
 - ① 介護、介助、自立支援、療育、養護、養育、保育などの対人援助体験
 - ② 散歩の付き添い、行事の参加などの交流体験
 - ③ 掃除、洗濯などの職員の補助業務体験

5 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月15日（月）まで

ただし、受入施設・事業所の届出は、令和9年1月31日（日）まで

6 謝礼金

上記2の受入施設・事業所が体験者を受け入れ、上記4の福祉体験学習を実施した場合、法人に対して、1人1日あたり5,150円の謝礼金を支払う。

なお、体験者は無給とし、施設・事業所までの交通費、食費及び被服費は、体験者が負担するものとする。

7 届出の方法

福祉人材センターのホームページ「フクシ未来のチカラ WEB」に掲載している「福祉体験学習受入施設・事業所届出書（様式第1号）」をダウンロードし、下記のとおり、メールにて福祉人材センターに提出する。届出は、令和9年1月31日（日）まで隨時行うことができる。

【ホームページ URL : <https://hyogo-fukushijob.com/>】

〔提出先：taiken@hyogo-wel.or.jp
件名：令和8年度福祉体験学習受入申込み
ファイル名：法人・団体名〕

留意点

- 事前に届出のない施設・事業所で福祉体験学習を行っても謝礼金の対象にならない。
- 年度ごとの募集のため、前年度までに受入の届出をしている場合も、改めて届出が必要。
- 複数の施設・事業所での受入を予定される法人は、法人単位で届出を行う。

8 登録から体験者の受け入れまでの流れ

（1）受け入れ施設・事業所の登録

「福祉体験学習受入施設・事業所届出書（様式第1号）」をメールにて福祉人材センターに提出する。

→ 受入施設・事業所は、原則、届出の翌月、福祉人材センターのホームページに「福祉体験学習事業受入施設・事業所一覧」として掲載します。

（2）体験者の受け入れ

【体験者】① 「福祉体験学習申込書（様式第2号）」を福祉人材センターに提出する（初回のみ）。

→ 福祉人材センターは申込書を確認し、受付印の押印と登録番号を記入のうえ、「福祉体験学習登録証（様式第3号）」とともに体験者に返送する。

② 登録証を受領後、希望する施設・事業所に直接連絡し、日程等を調整する。

決定した体験希望日時など必要事項を記入のうえ、「福祉体験学習申込書」を施設・事業所に提出する。

【事業所】③ 体験日の前日までに、②で届いた福祉体験学習申込書の「受入施設・事業所記入欄」に必要事項を記入のうえ、福祉人材センターに送付する。

なお、「事業所 No.」は、福祉人材センターのホームページに掲載の「福祉体験学習事業受入施設・事業所一覧」に記載している。

→ 福祉人材センターは「福祉体験学習申込書」に確認印を押印し、施設・事業所に送付する。

9 実績報告・謝礼金の支払い

体験者を受け入れた法人は、受入施設・事業所ごとに「福祉体験学習者名簿（様式第4号）」と「福祉体験学習受入実績報告書（様式第5号）」を以下の期日までに福祉人材センターに提出する。

・令和8年4月～9月の実績 : 令和8年10月の福祉人材センターが指定する日

・令和8年10月～令和9年3月の実績 : 令和9年3月の福祉人材センターが指定する日

福祉人材センターは、実績報告の内容を確認後、法人に対し謝礼金の支払い手続きを行う。

10 必要書類の保存

体験者を受け入れた法人は、「福祉体験学習者名簿（様式第4号）」と「福祉体験学習受入実績報告書（様式第5号）」を事業年度終了後5年間保存するものとする。

11 受入施設・事業所における留意事項

(1) 体験プログラムの作成について

- ① 福祉体験学習は、福祉の仕事に就こうと考えておられる方に実際の職場の雰囲気やサービス内容など直接知ってもらうためのものであり、技術を習得することが目的の実習ではありません。
- ② 福祉の現場において、職員や利用者と時間を共有することにより、福祉の仕事に対する理解を深め、就業の促進を図ることが目的です。可能な限り、職員や利用者と交流ができるようご配慮ください。
- ③ 体験希望者には、福祉の現場に初めて触れる方もおられることにご配慮下さい。
- ④ 1日の体験時間が4時間以上8時間以下となるようプログラムを組み立てて下さい。

＜体験内容の一例＞

- ① 利用者の介護、介助、自立支援、療育、養護、養育、保育などの補助
※食事介助、入浴介助、排せつ介助、車いす移乗の介助など、リスクが高い対人援助を体験希望者が行う際は、必ず施設職員の指導下におき、利用者の安全を確保したうえで行うようにして下さい。
- ② 施設行事、バザー、サークル、クラブ活動、レクリエーションなどへの参加・手伝い
- ③ 掃除、洗濯、おむつたたみ等の作業の手伝い
※できる限り、利用者や施設職員との交流を持ちながらの作業をお選び下さい。
1日中、体験希望者が1人で作業をすることがないようにして下さい。

(2) 体験希望者からの申込みについて

- ① 福祉体験学習の体験者は、あらかじめ福祉人材センターに登録された方です。登録していない場合は、福祉人材センターに登録するようご案内ください。令和7年度までに登録された体験者も、令和8年度に改めて登録が必要となります。
- ② 体験希望者には、福祉人材センターでの登録が済んだ後、直接、施設・事業所へ連絡するよう案内しています。体験に関する連絡がありましたら、福祉体験学習の日時等を調整いただくとともに、交通手段、当日の注意点等についてご説明をお願いいたします。
体験の日時が決まりましたら、体験希望者に「福祉体験学習申込書（様式第2号）」を受入施設・事業所へE-mail等により提出するようご案内ください。
- ③ 体験者の福祉体験学習中の負傷や施設・事業所内での事故等に備えるため、福祉人材センターにおいて、体験者を被保険者として保険に加入します。
このため、必ず、体験日の前日までに、②で受け取った「福祉体験学習申込書（様式第2号）」の「受入施設・事業所記入欄」に必要事項をご記入のうえ、福祉人材センターへE-mail等により提出して下さい。
なお、「受入施設・事業所記入欄」の「事業所No.」は、福祉人材センターのホームページに掲載の「福祉体験学習事業 受入施設・事業所一覧」でご確認ください。

12 問い合わせ・届出書等提出先

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉人材センター

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1

TEL: 078-271-3881 FAX: 078-271-3882

E-mail: taiken@hyogo-wel.or.jp